

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱の制定について

〔 2 4 生産第 2 8 6 8 号 〕
平成 2 5 年 2 月 2 6 日
農林水産事務次官依命通知
改正 平成 2 6 年 2 月 6 日

この度、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策の実施に係る鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本対策の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

(別 紙)

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱

(通則)

第1 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2 この交付金は、緊急捕獲活動及び鳥獣被害防止施設の機能向上を通じて、鳥獣による農林水産業に係る被害の軽減に資する事業（以下「基金事業」という。）を実施するための資金を造成することを目的とする。

(交付の対象等)

第3 地方農政局長等（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）は、必要と認めるときは、予算の範囲内において、都道府県協議会に対し、資金の造成に必要な経費の全部又は一部に充てるための交付金を交付するものとする。

2 前項の交付金の補助率は定額とする。

(交付の申請)

第4 都道府県協議会は、交付金の交付を受けるため、申請を行うときは、別記様式第1号による交付申請書に別記様式第2号による基金事業計画書を添えて、正副2部を地方農政局長等に提出するものとする。

(交付の決定)

第5 地方農政局長等は、第4の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかに交付金交付決定通知書により都道府県協議会に通知するものとする。また、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付金の交付の申請に係る事項に修正を加えて、当該通知を行うものとする。

(交付の条件)

- 第6 地方農政局長等は、第5の規定により交付金の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付すものとする。
- 一 第4で提出された基金事業計画書の内容の変更（軽微なものを除く。）をする場合には、別記様式第3号による基金事業変更申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、承認を受けなければならないこと。
 - 二 基金事業を中止し、又は廃止する場合には、地方農政局長等の承認を受けなければならないこと。
 - 三 基金事業が予定期間内に完了しない場合又は基金事業の遂行が困難となった場合には、速やかに地方農政局長等に報告し、その指示を受けなければならないこと。
 - 四 資金は善良な管理者の注意をもって管理し、第2の目的に反して、資金を取り崩し、処分し又は担保に供してはならないこと。
 - 五 資金は元本割れを起こさない方法で運用し、かつ運用によって生じた運用益は、当該資金に繰り入れること。
 - 六 都道府県協議会は、基金事業が完了したとき（第2号における基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して70日を経過した日までに別記様式第4号による基金事業完了報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならないこと。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、地方農政局長等の承認を受けなければならないこと。

(申請の取下げ)

- 第7 都道府県協議会は、第5の通知を受けたとき、当該通知書の内容及び第6に基づき付された条件に不服がある場合は、交付金の交付の申請を取り下げることができる。
- 2 都道府県協議会は、前項の規定により申請を取り下げようとする場合、第5の通知のあった日から15日以内に、別記様式第5号による交付申請取下げ届出書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

(交付金の経理等)

- 第8 都道府県協議会は、交付金の経理について、交付金以外の経理と明確に区分した上で、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県協議会は、前項の帳簿及び証拠書類については、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年が経過した日まで、これを保管しておかなければならない。

(交付金調書)

- 第9 都道府県協議会は、交付金に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第6号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(交付金の請求)

第10 都道府県協議会は、交付金の支払を受けようとするときは、別記様式第7号による支払請求書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

(交付金の実績報告)

第11 都道府県協議会は、資金の造成が完了したときは、完了の日から起算して10日以内までに別記様式第8号による資金造成実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第12 地方農政局長等は、第11の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金の交付の内容が第5で決定した交付金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県協議会に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、前項の規定により都道府県協議会に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、地方農政局長等は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13 地方農政局長等は、第6第2号の基金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5で交付決定された交付金の交付内容の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

一 都道府県協議会が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

二 都道府県協議会が、交付金を基金事業以外の用途に使用した場合

三 都道府県協議会が、基金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合

2 地方農政局長等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号の取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、返還に係る金額に対して、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還については、第12第3項の規定を準用する。

(基金事業の実施状況報告)

第14 都道府県協議会は、毎年度終了後6月30日までに、前年度における基金事業の実施状況に関し、別記様式第9号による基金事業実施状況報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、当該年度に基金事業を完了し、又は中止若しくは廃止した場合における同報告書の提出期限は、当該基金事業の完了又は中止若しくは廃止の日から70日を経過した日までとする。

(基金事業の経理等)

第15 都道府県協議会は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 都道府県協議会は、前項の帳簿及び証拠書類については、毎年度分を整備保管し、基金事業を完了又は中止若しくは廃止した場合は、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(残余財産の処分の制限等)

第16 都道府県協議会は、基金事業が終了した後に当該事業に係る残余財産の処分を行うときは、地方農政局長等の承認を受けた後でなければ、これを行うことができない。

- 2 都道府県協議会は、前項において地方農政局長等の承認を受けたときは、資金を造成するために交付した交付金の金額を限度として地方農政局長等が定める金額を、国に納付しなければならない。

(基金事業及び資金の状況報告)

第17 地方農政局長等は、基金事業及び資金の管理又は運用について、特に必要と認めるときは、都道府県協議会に対して、書面により状況を報告するよう命ずることができる。

(是正のための措置)

第18 地方農政局長等は、基金事業及び資金の管理又は運用が適正に実施されていないと認めるときは、都道府県協議会に対して是正のための措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 地方農政局長等は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、都道府県協議会に対し、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)に基づき、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

別記様式第 1 号（第 4 関係）

平成〇〇年度鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金 交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
〇〇都道府県〇〇協議会
会 長 氏 名 【印】

下記のとおり事業を実施したいので、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年 2 月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官依命通知）第 4 の規定に基づき、下記のとおり交付金の交付を申請する。

記

1 基金事業の目的

2 交付申請額 金 円

3 資金造成に係る計画

（1）資金の保有区分	（2）保管予定額	（3）備考
	円	
合計額		

- （注）
- 1 資金の保有区分は、金融機関への預託等保有形態別に記載すること。
 - 2 備考欄は、資金の保有形態別に造成予定年月日、予定年利利率等を記載すること。

4 添付書類

- （1）基金事業計画書（別記様式第 2 号）
- （2）歳入歳出予算（見込）書抄本
- （3）資金又は基金事業に関し必要な事項を都道府県協議会が定めた規則、その他関係規程等

別記様式第2号（第4関係）

平成〇〇年度鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金に係る基金事業計画書

基金事業の 内容	基金事業の 期間	事業費 (円)	補助金 (円)
合 計			

(注) 基金事業計画書内訳 (別添) 又はそれに準じる資料を添付すること。

別添（別記様式第 2 号関係）

平成〇〇年度鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金に係る基金事業計画書内訳

1 総事業費計

事業費	円	うち補助金	円
-----	---	-------	---

2 緊急捕獲活動

（単位：円）

年 度		24・25	26	27	計
有害捕獲	事業費				
	うち補助金				
有害捕獲 個体処理	事業費				
	うち補助金				

（注）「有害捕獲」欄には、現場での確認等のための経費を含む。

3 鳥獣被害防止施設の機能向上

（単位：円）

年 度		24・25	26	27	計
事業費					
	うち補助金				

4 都道府県協議会事務費

（単位：円）

年 度		24・25	26	27	計
事業費					
	うち補助金				

（注）「うち補助金」欄の計は、資金造成額の 1 %以内とする。

別記様式第3号（第6第1号関係）

平成〇〇年度鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金に係る基金事業変更申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
〇〇都道府県〇〇協議会
会 長 氏 名 【印】

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26付け24生産第2868号農林水産事務次官依命通知）第6第1号の規定に基づき申請する。

記

1 変更理由

2 添付書類

- （1）変更後の基金事業計画書
- （2）資金管理状況を示した書類
- （3）その他必要な書類

別記様式第4号（第6第6号関係）

平成〇〇年度鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金に係る
基金事業完了（中止又は廃止）報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
〇〇都道府県〇〇協議会
会 長 氏 名 【印】

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、平成 年 月 日をもって完了（中止又は廃止）したので、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官依命通知）第6第6号の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 基金事業の名称及びその内容

2 基金事業の期間

3 基金事業収支状況

（1）支出実績額	円（基金事業予算額	円）
（2）交付金充当額	円 交付決定額	円

4 資金の運用実績

（1）資金造成額
（2）資金取崩額
（3）資金運用損益
（4）資金残高

5 添付資料

（1）その他、基金事業の内容を確認するために必要な資料
（2）資金を運用した場合にあつては、これを確認するに足る書類

別記様式第5号（第7第2項関係）

平成〇〇年度鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金 交付申請取下げ届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産大臣
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
〇〇都道府県〇〇協議会
会 長 氏 名 【印】

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金について、下記の理由により取り下げたいので、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官依命通知）第7第2項の規定に基づき届け出る。

記

別記様式第 6 号（第 9 関係）

平成 年度
農林水産省所管

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金

国			都 道 府 県 協 議 会 名										備 考
			歳 入			歳 出							
事 業 名	交付決 定の額	補助率	科目	予 算 額 予 現	収 入 額 済 入	科目	予 算 額 予 現	うち国庫補 助金相当額	支 出 額 済 出	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額	
鳥獣被害防 止緊急捕獲 等対策事業 推進交付金 に係る基金 事業	円	定額		円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業名」欄に特記した経費に対応する都道府県協議会の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳まで記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 事業に係る都道府県協議会の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた 場合における翌年度に行われる当該事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額相当額を括弧を用いて内書すること。

別記様式第7号（第10関係）

平成〇〇年度鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金 支払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
〇〇都道府県〇〇協議会
会 長 氏 名 【印】

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金について、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官依命通知）第10の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額（算用数字を使用すること） 金 円
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第8号（第11関係）

平成〇〇年度鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金 資金造成実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
〇〇都道府県〇〇協議会
会 長 氏 名 【印】

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金について、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官依命通知）第11の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 交付金の交付の内容

2 資金造成の収支決算

（1）収入の部（交付金）	円
（2）支出の部（資金造成額）	円

（注）資金の口座に係る金融機関の預金残高証明書を添付すること。

別記様式第9号（第14関係）

平成〇〇年度鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金に係る基金事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
〇〇都道府県〇〇協議会
会 長 氏 名 【印】

平成 年 月 日付け第 号をもって交付金の交付決定通知のあった鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金に関し、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官依命通知）第14の規定に基づき、平成〇〇年度における鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金に係る基金事業の実施状況を下記のとおり報告する。

記

- 1 基金事業の実施状況の概要
- 2 資金の保有区分別の収支状況